

個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）チェックシート

- ・ 下記要件（次頁以降含む全て）のうち、一つでも要件を満たさない項目がある場合は、速やかに広域福祉課へご連絡願います。
- ・ 地域密着型通所介護事業所の場合、下記算定要件等のうち「通所介護」とある部分は、「地域密着型通所介護」と読み替えて使用してください。

個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）共通事項

（居宅への訪問）

- 機能訓練指導員等（※1）が**利用者の居宅を訪問した上で**利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認（★）し、多職種共同で**個別機能訓練計画**を作成した上で実施することとし、その後**3カ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問**し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を**説明し記録**するとともに訓練内容の見直し等を行うこと。

また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する**ケアマネージャー等に適宜報告・相談**し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

★ 南河内広域事務室ホームページ掲載の「興味・関心、居宅訪問チェックシート（参考様式）」を参照願います。

（個別機能訓練計画の内容、評価）

- 機能訓練指導員等が共同して、**利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等**を内容とする**個別機能訓練計画**を作成し、これに基づいて行った**個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等**について**評価等**を行うこと（ただし、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる）。

（利用者ごとの保管）

- 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

（加算Ⅰ・Ⅱ同時算定の注意事項）

- 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定できるが、**この場合にあつては、個別（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別（Ⅱ）に係る機能訓練指導員の配置が必要**である。

また、**個別（Ⅰ）は身体機能への働きかけを中心**に行うものであるが、**個別（Ⅱ）は、心身機能への働きかけだけでなく、ADL（食事、排泄、入浴等）やIADL（調理、洗濯、掃除等）などの活動への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある。**

（※1）機能訓練指導員等…機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

個別機能訓練加算 (Ⅰ)

(人員要件)

指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する**常勤の理学療法士等**(※2)を一名以上配置していること。

<解釈通知より>

個別(Ⅰ)に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する**常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定通所介護の単位の利用者**に対して行うものであること。この場合において、例えば1週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、**非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。**(個別(Ⅱ)の要件に該当している場合は、その対象となる。)ただし、個別(Ⅰ)の対象となる理学療法士等が**配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者**に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

<Q&Aより>

個別(Ⅰ)の算定においては、**常勤の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従**することが要件であるので、**常勤専従の機能訓練指導員である看護職員が看護職員としての業務を行っても、通所介護事業所の看護職員としての人員基準の算定に含めない扱い**となっている。しかし、介護予防通所介護の選択的サービスの算定に必要となる機能訓練指導員を兼務することは、双方のサービス提供に支障のない範囲で可能である。

個別機能訓練加算 (Ⅱ)

(人員要件)

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等(※2)を一名以上配置していること。

<解釈通知より>

例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において**理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。**ただし、この場合、理学療法士等が**配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者**に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

<Q&Aより>

個別(Ⅱ)を算定するには、専従で1名以上の機能訓練指導員の配置が必要となる。通所介護事業所の看護職員については、サービス提供時間帯を通じて専従することまでは求めていないことから、当該看護師が本来業務(健康管理や必要に応じて行う利用者の観察、静養)に支障のない範囲で、**看護業務とは別の時間帯に機能訓練指導員に専従し、要件を満たせば、個別(Ⅱ)を算定することは可能**であり、また、当該看護職員が併せて介護予防通所介護の選択的サービスの算定に必要となる機能訓練指導員を兼務することも可能である。

(※2) 理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

個別機能訓練加算 (I)	個別機能訓練加算 (II)
<input type="checkbox"/> 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに 個別機能訓練計画 を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。	<input type="checkbox"/> 機能訓練指導員等が共同して、 利用者の生活機能向上に資するよう 利用者ごとの 心身の状況を重視した個別機能訓練計画 を作成していること。
<p>個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</p> <p><解釈通知より></p> <input type="checkbox"/> 個別 (I) に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者の選択を援助し、 利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動 することで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となる。また、機能訓練指導員等は、利用者の心身の状態を勘案し、項目の選択について必要な援助を行わなければならない。	<input type="checkbox"/> 個別機能訓練計画に基づき、利用者の 生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備 し、理学療法士等が、 利用者の心身の状況に応じた機能訓練 を適切に提供していること。 <p>個別 (II) に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。</p> <input type="checkbox"/> 具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、 日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標 (※) を設定 のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。 <p>(※) 例：一人で入浴が出来るようになりたい、トイレに行く、料理を作る、掃除・洗濯をする、週に1回囲碁教室に行く等の目標を設定する必要があります(単に「身体機能を向上させたい」「可動域を広げたい」等は不可)。</p>
<p>・・・個別機能訓練 (I) のチェック項目は以上です・・・</p>	<input type="checkbox"/> 上記目標については、利用者又は家族の意向及び担当ケアマネージャーの意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、 段階的な目標を設定 するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。
<p>個別 (II) は、例えばお風呂やトイレ、洗濯機や物干し竿、調理器具、お箸やお皿、アイロン、掃除機などを用いた実践的な訓練(実際に家で行う行動そのものや、それを模した行動)を反復的に行うことが中心となります。</p> <p>また、機能訓練指導員が直接サービス提供を行った利用者のみ算定可能です。</p>	<input type="checkbox"/> 個別 (II) に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された 五人程度以下の小集団 (個別対応含む) に対して 機能訓練指導員が直接行う こととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた 実践的かつ反復的な訓練 とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。 <p>(次のページ、<その他参考資料抜粋>をご確認ください)</p> <p>また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、おおむね週一回以上実施することを目安とする。</p>

個別機能訓練加算（Ⅱ） <その他参考資料抜粋>

心身の状況を重視した機能訓練（生活機能の向上を目的とした訓練）の実施

<Q&Aより>

例えば「**1人で入浴する**」という目標を設定する場合、利用者に対して適切なアセスメントを行いADL（IADL）の状況を把握の上、最終目標を立て、また、最終目標を達成するためのわかりやすい段階的な目標を設定することが望ましい（例：1月目は浴室への移動及び脱衣、2月目は温度調整及び浴室内への移動、3月目は洗身・洗髪）。

訓練内容については、浴室への安全な移動、着脱衣、湯はり（温度調節）、浴槽への安全な移動、洗体・洗髪・すすぎ等が想定され、その方法としては利用者個々の状況に応じて事業所内の浴室設備を用いるなど実践的な訓練を反復的に行うこととなる。また、実践的な訓練と併せて、上記入浴動作を実施するために必要な訓練（柔軟体操、立位・座位訓練、歩行訓練等）を、5人程度の小集団で実施することは差し支えない。

訓練を行うための標準的な時間について

<Q&Aより>

例えば「**自宅でご飯を食べたい**」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸（スプーン、フォーク）使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、**訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない**。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。

訓練内容について

<厚労省通知（老振発第0327 第2号）より>

生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、**実践的な訓練を反復して行うことが中心となるため、身体機能を向上とすることを目的とした機能訓練とは異なる**ものである。実際の生活上の様々な行為を構成する**実際的な行動そのものや、それを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるようになることを目指すこと**になることから、事業所内であれば実践的訓練に必要な浴室設備、調理設備・備品等を備えるなど、事業所内外の**実地的な環境下で訓練を行うこと**が望ましい。

従って、**例えば、単に「関節可動域訓練」「筋力増強訓練」といった身体機能向上を中心とした目標ではなく**、「週に1回、囲碁教室に行く」といった具体的な生活上の行為の達成が目標となる。また、居宅における生活行為（トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等）、地域における社会的関係の維持に関する行為（商店街に買い物に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等）も目標となり得るものである。